

**袖ヶ浦市区等集会施設建設等補助金交付要綱 (昭和54年4月1日告示第9号)**

最終改正:令和2年3月31日告示第66号

改正内容:令和2年3月31日告示第66号 [令和2年4月1日]

○袖ヶ浦市区等集会施設建設等補助金交付要綱

昭和54年4月1日告示第9号

**改正**

昭和56年5月20日告示第34号  
昭和60年3月22日告示第22号  
平成3年10月30日告示第98号  
平成6年3月1日告示第16号  
平成12年1月5日告示第2号  
平成28年3月31日告示第64号  
令和2年3月31日告示第66号

袖ヶ浦市区等集会施設建設等補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、自治会活動の推進を図るため、区等で行う集会施設の建設等に要する経費に対し、予算の範囲内において袖ヶ浦市補助金等交付規則(昭和49年規則第11号)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区等 袖ヶ浦市政協力員設置要綱(令和2年告示第65号)に基づく区、分区及び自治会をいう。
- (2) 集会施設 地域の自治活動のために区等が設置し、管理する公会堂、集会所及び公民館等の集会施設をいう。

(補助の対象、範囲及び基準単価)

**第3条** 補助の対象、範囲及び基準単価は、別表のとおりとする。

(除外)

**第4条** 次の各号に掲げる経費については補助金算出の対象としない。

- (1) 床面積が66平方メートル未満の新築及び改築に係る経費
- (2) 床面積が16平方メートル未満の増築に要する経費
- (3) 修繕に係る経費で30万円未満のもの。ただし、バリアフリー化のための工事にあっては、工事に係る経費で15万円未満のもの
- (4) 集会室の床面積が33平方メートル以上ない集会施設の新築及び改築に係る経費
- (5) 新築、増・改築及び買取りの場合、床面積が330平方メートルを超える部分に係る経費
- (6) 舗装面積が90平方メートル未満の駐車場舗装に係る経費
- (7) 15年以内に建設した類似施設を有する場合の新築、改築及び買取り事業
- (8) 障子、ふすまの張り替え、ガラスのはめ替え、畳の表替え、建具の補修等、給水栓、点滅器その他施設の構造上必要でない部分の修繕に要する経費
- (9) 物置、塀、門等集会施設以外の付属建物の建築に要する経費
- (10) 初度調弁以外の備品の購入に要する経費

(委任)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和54年4月1日から施行する。  
(区等集会施設建設補助金交付要綱の廃止)
- 2 区等集会施設建設補助金交付要綱(昭和52年告示第8号)は、廃止する。

**附 則**(昭和56年告示第34号)

この告示は、公示の日から施行し、昭和56年度の予算に係る補助金から適用する。

**附 則**(昭和60年告示第22号)

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**(平成3年告示第98号)

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**(平成6年告示第16号)

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**(平成12年告示第2号)

この告示は、平成12年1月10日から施行する。

**附 則** (平成28年告示第64号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月31日告示第66号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

補助対象	補助基準額	補助率等
新築 (耐震化のための新築に該当する場合を除く。)	工事に要する経費	2分の1 補助限度額 1,500万円
増・改築 (耐震改修に該当する場合を除く。)	工事に要する経費	
買取り	買取りに要する経費	
修繕 (耐震改修に該当する場合を除く。)	工事に要する経費	2分の1
耐震診断	耐震診断に要する経費	3分の2 補助限度額 30万円
耐震化のための新築	工事に要する経費	3分の2 補助限度額 2,000万円
耐震改修	工事に要する経費	
バリアフリー化のための工事	工事に要する経費	2分の1
非常用電気設備工事	集会施設の電源を、商用電源から発電機電源に切り替えることを可能にする設備の設置工事に要する経費(非常用電気設備工事と同時に購入する発電機の購入価格を含む。)	3分の2 補助限度額 80万円
解体	工事に要する経費	2分の1 補助限度額 30万円
用地造成	工事に要する経費	2分の1
用地購入	集会施設面積の5倍を限度とした面積又は購入面積のいずれか少ない面積に購入価格を乗じて得た額	2分の1
駐車場舗装	市長が別に定める標準建設費又は実建設費のいずれか低い方の金額	2分の1
初度調弁	購入価格	2分の1 補助限度額 50万円

## 備考

- 公共下水道事業及び農業集落排水事業に伴う接続工事に係る修繕にあつては、第4条第3号本文の規定にかかわらず、補助対象とする。
- 新築、増・改築、買取り及び修繕に伴う空気調和設備の設置工事(空気調和設備の購入費を含む。)にあつては、第4条第3号本文の規定にかかわらず、補助対象とする。ただし、補助率は、2分の1とし、補助限度額は、25万円とする。
- 木造集会施設の耐震診断の補助対象は、次の各号のいずれにも該当する耐震診断とする。
  - 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法による耐震診断
  - 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者が行う耐震診断
  - 次のいずれかに該当する者が行う耐震診断
    - 本市又は袖ヶ浦市耐震改修促進協議会が行う耐震診断・改修講習会の過程を修了した者
    - 建築士法第22条第2項の規定により都道府県知事が行う木造住宅耐震診断・改修講習会又はこれと同等のものであると市長が認めた講習会の過程を修了した者
    - 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了した者又は木造耐震診断資格者講習と同等以上の内容を有するとして同条第2号の規定により国土交通大臣が定める者
- 非木造集会施設の耐震診断の補助対象は、次の各号のいずれにも該当する耐震診断とする。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の2から3まで及び建物の構造別に定める次の指針等に基づいて行う耐震診断
    - ア 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」
    - イ 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」
    - ウ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」
  - (2) 建築士法第2条第1項に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者が行う耐震診断
  - (3) 次のいずれかに該当する者が行う耐震診断
    - ア 建築士法第22条第2項の規定により都道府県知事が行う耐震診断講習会のうち、耐震診断の対象となる集会施設の構造に応じた耐震診断講習会又はこれと同等のものであると市長が認めた講習会の過程を修了した者
    - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習のうち、耐震診断の対象となる集会施設の構造に応じた登録資格者講習を修了した者又は耐震診断の対象となる集会施設の構造に応じた登録資格者講習と同等以上の内容を有するとして同条第2号の規定により国土交通大臣が定める者
  - 5 耐震化のための新築の補助対象は、集会施設の耐震化を目的として行う次の各号のいずれかに該当する工事とする。
    - (1) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準に基づいて設計・建設された集会施設を解体した後、集会施設を新築する工事
    - (2) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造集会施設を解体した後、集会施設を新築する工事
    - (3) 耐震診断の結果、構造耐震指標  $I_s$  値が0.6未満又は保有水平耐力が1.0未満の非木造集会施設を解体した後、集会施設を新築する工事
    - (4) 前各号に掲げるもののほか、耐震化のための新築の補助対象として市長が認めたもの
  - 6 耐震改修の補助対象は、集会施設の耐震化を目的として行う次の各号のいずれかに該当する工事とする。
    - (1) 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造集会施設を、上部構造評点が1.0以上となるように行う増・改築工事又は改修工事
    - (2) 耐震診断の結果、構造耐震指標  $I_s$  値が0.6未満又は保有水平耐力が1.0未満の非木造集会施設を、構造耐震指標  $I_s$  値が0.6以上、かつ、保有水平耐力が1.0以上となるように行う増・改築工事又は改修工事
    - (3) 前各号に掲げるもののほか、耐震改修の補助対象として市長が認めたもの
  - 7 バリアフリー化のための工事の補助対象は、集会施設のバリアフリー化を目的として行う次の各号のいずれかに該当する工事とする。
    - (1) 手すり取付け
    - (2) 段差解消（スロープの設置を含む。）
    - (3) 洋式トイレ化
    - (4) 床材変更
    - (5) 引き戸等への扉取替
    - (6) 前各号に掲げるもののほか、バリアフリー化のために市長が必要と認めたもの
  - 8 非常用電気設備工事において補助対象となる発電機は、1施設につき1台限りとする。ただし、発電機の買換え及び修繕は補助対象としない。
  - 9 算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
-